

○日上市まちなか空き店舗活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、日上市中小企業振興基本条例（平成 30 年 12 月 26 日条例第 23 号。以下、「条例」という。）第 4 条の規定並びに条例第 9 条第 1 号及び第 2 号に規定する基本方針に従い、空き店舗による商業機能の空洞化を解消し、空き店舗の活用とまちなかの活性化を図るため、市内 J R 常磐線の各駅周辺や商業地域等の空き店舗に出店する者に対し、予算の範囲内において、事業に要する経費の一部を交付することについて、日上市補助金等交付規則（昭和 45 年規則第 42 号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、「空き店舗」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものという。

- (1) 過去に営業していた実績があり、原則として 3 ヶ月以上営業が行われていない店舗（大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に規定する大規模小売店舗内のものを除く。）又は原則として 3 ヶ月以上居住者がいない住宅（共同住宅は除く。）であること。
- (2) 1 階部分を店舗として使用し、又は 1 階部分を含めた複数の階を店舗として一体的に使用するものであること。
- (3) 公道に面した敷地等に営業していることを認知できる設備が備えられていること。
- (4) 市内 J R 常磐線の各駅からおおむね半径 1 キロメートル以内の地域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域を除く。）にあること又は同号に規定する商業地域若しくは近隣商業地域にあること。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象事業は、空き店舗を賃借又は新たに取得し、当該空き店舗を、次

に掲げる事業に活用するものとする。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第28項第1項の規定による日本標準産業分類における、小売業、飲食サービス業及びその他これらに類する事業

(2) 市長が特に必要と認める事業

2 前項の事業は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行わないもの。

(2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業を行わないもの。

(3) フランチャイズ契約に基づく加盟店でないもの。

(4) 出店後3年以上継続して営業する予定のもの。

(5) 補助金申請者が直接、事業又は営業に携わるもの。

(6) 市内の他の店舗から移転して出店することにより、移転前の店舗を空き店舗としないもの。

(7) 正午から午後1時を含む1日5時間以上営業するもので、かつ週5日間以上営業するもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、第3条に規定する事業を営む、次の各号に該当する者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者。

(2) 日立市暴力団排除条例（平成24年3月23日条例第1号）第2条各号で定める暴力団関係者でない者。

(3) 申請時点において、本市の市税に未納がない者。

(4) その他市長が不相当と認めることを行わない者。

(補助対象経費)

第5条 この要綱に基づく補助の対象となる経費は、空き店舗で事業を行うにあたり必要となる次に掲げる経費のうち、市長が別に定める期間中に代金の支払いが完了する経費とする。

- (1) 改装費用(市内に住所又は事業所を有する者に工事を請け負わせる場合に限る。)
- (2) 備品(長期にわたり使用可能なものに限る。)の購入費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は補助対象経費の合算額に別表に規定する補助率を乗じた額とする。ただし、算定した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、限度額は別表に規定する区分ごとの額とする。

(交付の申請)

第7条 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条に定める書類に、次に掲げる書類を添えて所定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 市税納税証明書
- (2) 空き店舗の賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (3) 補助対象経費の見積書又は領収書及び支払いを証明する書類の写し
- (4) その他市長が必要とする書類

2 事業完了後に補助金の交付を申請するときは、規則第4条に定める補助金交付申請書に、規則第6条の2に定める収支決算書及び事業成果書のほか、次に掲げる書類を添えて所定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 市税納税証明書
- (2) 空き店舗の賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (3) 補助対象経費の領収書及び支払いを証明する書類の写し

- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 改装前の写真及び改装後の写真
- (6) 空き店舗の賃料又は取得に関する支出を証明する書類の写し
- (7) 営業を開始したことが証明できる書類
- (8) その他市長が必要とする書類

(交付の決定)

第8条 事業完了後に補助金の交付を申請するときにおいて、交付の決定と併せて交付すべき補助金の額が確定した場合は、補助金等確定通知書による補助事業者への通知を省略することができる。

(実績報告)

第9条 規則第6条の2による補助事業等実績報告書に添える書類は、同条に規定する収支決算書及び事業成果書のほか次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費の領収書及び支払を証明する書類の写し
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 改装前の写真及び改装後の写真
- (4) 空き店舗の賃料又は取得に関する支出を証明する書類の写し
- (5) 営業を開始したことが証明できる書類
- (6) その他市長が必要とする書類

2 事業完了後に申請し、交付決定を受けたものについては補助事業等実績報告書及び前項各号に定める書類の提出を省略することができる。

(交付の請求)

第10条 申請者は、規則第8条第1号及び第2号に規定する書類の提出を省略することができる。

- 2 補助金の確定額が交付決定額と同額であるときは、補助金等交付請求書の提出を省略することができる。
- 3 前項の規定に基づき、請求書の提出を省略した場合における請求日は、補助金等確定通知書（補助金等確定通知を省略したときは、補助金等交付決定通知書）の日付とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	補助率	補助金の限度額
A 枠 (店舗面積 30 m ² 以下)	1 / 3	500,000円
B 枠 (店舗面積 30 m ² 超え)		1,000,000円